

社会福祉法人心の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心の会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、及び評議員をいう。

(理事会及び評議員会の出席実費弁償費等)

第3条 理事、監事、及び評議員が理事会又は評議員会に出席したときは、次により実費弁償費として3,000円を支払うことができる。なお役員会の開催場所が法人の運営施設である場合、法人職員を兼務する役員には実費弁償費を支払わないものとする。

(理事の役員報酬)

第4条 理事には、役員報酬を支払わないものとする。

(監事の役員報酬)

第5条 監事が、監事監査業務にあたった場合は、1回当たり15,000円の報酬を支払うことができるものとする。

(評議員の役員報酬)

第6条 評議員には、役員報酬を支払わないものとする。

(兼務役員)

第7条 法人の職員を兼務する役員には、給与規程に基づく職員給与を支給するものとする。

(支給方法)

第8条 第3条に定める実費弁償費については、理事会又は評議員会の開催日当日に、現金にて支給するものとする。

2 第5条に定める監事の役員報酬については、監事監査業務を実施した当日に、現金にて支給するものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

平成29年7月1日制定

平成30年4月1日改定